

「社長が元気なうちに 考えておきたい 会社・相続・税務 のこと」

～“もしも”のとき、
会社と家族を
困らせないために～

はじめに

「もし自分に万が一のことがあったら、会社はどうなるだろうか。」

多くの経営者の方が一度は考えたことがあるテーマではないでしょうか。しかし、日々の経営に追われるなかで、なかなか具体的な準備までは進められないのが現実です。

中小企業では、社長が会社の中心的な存在となっていることが少なくありません。重要な取引先との関係、金融機関との交渉、資金繰りの判断、人事や採用、さらには会社の将来を決める経営判断まで、多くのことが社長一人に集中しています。そのため、社長や役員が突然亡くなると、残された家族や従業員、取引先は大きな混乱に直面することになります。

社長が亡くなった場合、問題となるのは相続だけではなくありません。会社経営も同時に動き続けます。従業員への給与の支払い、取引先との契約、金融機関への対応、役員変更登記、株式の承継など、対応しなければならない事項は数多くあります。つまり、「相続」と「会社経営」という二つの課題が同時進行で発生するのです。

さらに、中小企業の経営者の場合、個人と会社の関係が密接であることも少なくありません。自社株を保有している、会社の借入金に個人保証をしている、会社への貸付金や会社からの借入金があるといったケースもよく見られます。そのため、一

般的な相続の知識だけでは十分に対応できない場面が数多くあります。

実際に、社長の死亡後に「会社の銀行印の保管場所が分からない」、「ネットバンキングのパスワードを誰も知らない」、「後継者が決まっていない」、「相続人同士で株式の承継について意見がまとまらない」といった問題が発生することは珍しくありません。そして、その多くは事前に準備していれば防げたはずのものです。

本書では、社長や役員が亡くなった際に必要となる手続や税務について、できるだけ専門用語を避けながら、経営者やそのご家族にも分かりやすく解説しています。死亡直後の対応から相続手続、自社株の承継、死亡退職金、事業承継、さらには会社を終了する場合の手続まで、実務上押さえておきたいポイントを幅広く取り上げました。

本書を読み終えたとき、「何を準備すればよいのか」、「誰に相談すればよいのか」が見えてくるはずです。そして何より、残された家族や従業員が困らないようにするための第一歩を踏み出すきっかけになれば幸いです。

「まだ元気だから大丈夫」ではなく、「元気な今だからこそ準備できる」。

そのような視点で、本書を役立てていただければと思います。

第1章 社長・役員が亡くなった直後に起こること

1-1 会社に突然訪れる「非常事態」

- ・ 社長不在で会社はどうなるのか 15
- ・ 社内が混乱する典型例 16
- ・ 金融機関・取引先・従業員の反応 16

1-2 まず誰が何を決めるのか

- ・ 葬儀対応 18
- ・ 会社としての連絡体制 18
- ・ 社内外への通知 19
- ・ 緊急対応の優先順位 19

1-3 銀行口座はどうなる？

- ・ 個人口座凍結 21
- ・ 法人口座への影響 21
- ・ ネットバンキング・印鑑・通帳管理 22

1-4 会社経営は継続できるのか

- ・ 代表取締役が不在になるケース 24
- ・ 取締役会設置会社・非設置会社の違い 25
- ・ 仮代表・後継者問題 25

第2章 まず行うべき「死亡後の実務手続」

2-1 死亡届から始まる各種手続

- ・ 死亡診断書 33
- ・ 火葬許可 34
- ・ 戸籍取得 35

2-2 会社として必要な手続

- 役員変更登記 37
- 株主総会・取締役会 38
- 代表者変更 38
- 許認可変更 39

2-3 税務署・年金事務所等への届出

- 税務署関連 41
- 給与支払事務所関連 42
- 社会保険関連 43

2-4 従業員対応

- 社内説明 44
- 給与・賞与 45

2-5 取引先・金融機関対応

- 銀行口座と代表者変更の手続 47
- 取引先の信用不安への対処 48
- 借入金への影響 49
- 連帯保証の問題 49

第3章 社長個人の相続手続

3-1 相続の基本を理解する

- 相続人 56
- 法定相続分 57
- 遺言書 59

3-2 遺言書がある場合・ない場合

- 自筆証書遺言 61

• 公正証書遺言	62
• 遺産分割協議	63
3-3 相続財産を把握する	
• 預金	65
• 不動産	65
• 株式	66
• 保険	67
• 借入金・保証債務	67
3-4 中小企業オーナー特有の問題	
• 会社と個人のお金が混在	70
• 役員借入金	71
• 名義株	72
• 自社株	73
3-5 相続放棄・限定承認	
• 借金が多いケース	75
• 注意点	76

第4章 自社株の相続と事業承継

4-1 なぜ「自社株」が最大の問題になるのか	
• 中小企業の相続の特徴	81
• 現金不足問題	83
4-2 自社株の評価方法	
• 類似業種比準価額	86
• 純資産価額	87
• 株価が高くなる会社	88

4-3 自社株を誰が承継するのか	
・後継者集中の必要性	90
・分散の危険	92
4-4 株式分散で起こるトラブル	
・経営権争い	95
・配当要求	96
・株主総会トラブル	97
4-5 事業承継税制の基本	
・特例措置	99
・メリット・デメリット	100
・よくある誤解	101
4-6 株価対策の考え方	
・役員退職金	104
・配当	104
・持株会社	105
・不動産活用	105

第5章 死亡退職金・弔慰金の実務と税務

5-1 死亡退職金とは何か	
・普通退職金との違い	114
・遺族の生活と事業承継を支える役割	115
・支給するために必要な準備	116
5-2 死亡退職金の税務	
・みなし相続財産	119
・非課税枠	120

5-3 適正額の考え方	
・ 功績倍率	123
・ 過大認定のリスク	124
5-4 弔慰金の取扱い	
・ 非課税限度額	128
・ 福利厚生との違い	131
5-5 支給時の実務	
・ 株主総会議事録	135
・ 支給時期	137
・ 支給原資	140

第6章 役員貸付金・役員借入金の整理

6-1 役員貸付金が危険な理由	
・ 相続債務になる	147
・ 回収不能問題	149
6-2 役員借入金の扱い	
・ 相続人への影響	152
・ 債権放棄リスク	155
6-3 会社と個人のお金を混ぜる危険	
・ 税務調査で見られるポイント	157
6-4 実際によくある失敗事例	
・ 名義だけ役員	160
・ 仮払金放置	161
・ 個人口座利用	161
・ 社長しか知らない通帳	162

第7章 社長死亡後の税務申告

7-1 準確定申告

- 通常の確定申告との違い 169
- 4か月期限 170

7-2 相続税申告の流れ

- 相続税申告の期限は10か月以内 173
- 必要資料 175

7-3 会社側で必要な税務処理

- 未払役員報酬 178
- 死亡退職金の税務処理 179
- 役員貸付金が残っている場合 180

7-4 消費税・法人税への影響

- 決算期は変わらない 182
- 損金算入時期 183

7-5 税務調査で見られやすいポイント

- 過大退職金 185
- 名義預金 186
- 株価評価 187
- 相続直前の資金移動 187

第8章 金融機関・取引先との対応

8-1 銀行は何を見ているのか

- 後継者 194
- 財務内容 195
- ガバナンス 196

8-2 借入金と連帯保証	
・ 経営者保証問題	198
・ 保証解除	201
8-3 リスケ・資金繰り対応	
・ 緊急資金対策	203
・ 緊急時に確認したい5つの項目	205
8-4 取引先への説明	
・ 信用維持	208
・ 社内外広報	210

第9章 後継者がいないとき 会社をたたむという選択

9-1 事業承継だけが正解ではない	
・ 廃業も立派な経営判断	215
・ 無理に継がせないという選択	216
・ 社長亡き後の会社の現実	216
9-2 まず確認したい「続ける・譲る・たたむ」	
・ 親族承継	217
・ 従業員承継	217
・ M&A	218
・ 廃業	218
9-3 会社を解散するまでの流れ	219
9-4 廃業時に必要な税務手続	
・ 解散事業年度の確定申告	222
・ 清算事業年度の確定申告	223
・ 残余財産確定事業年度の確定申告	223

9- 5 従業員への対応	
・解雇予告のルール	226
・退職金	226
・再就職支援	227
9- 6 取引先への対応	
・契約終了	228
・売掛金回収、買掛金支払	228
9- 7 会社財産はどう分けるのか	230
9- 8 会社の借金が残る場合	
・銀行借入	231
・経営者保証	231
・社長死亡後の保証債務	232
9- 9 亡くなった社長が 100%株主だった場合	233
9-10 「円満廃業」のために生前からできること	235

第10章 「もしも」に備える生前対策

10- 1 なぜ生前対策が必要なのか	
・生前対策は元気なうちに	241
10- 2 遺言書作成	243
10- 3 自社株対策	244
10- 4 生命保険の活用	245
10- 5 家族会議の重要性	247
10- 6 経営の見える化	249
10- 7 社長しか分からない状態をなくす	
・会社版エンディングノート	250

第 1 章

社長・役員が亡くなった直後
に起こること

第1章

社長・役員が亡くなった直後に起こること

1-1 会社に突然訪れる「非常事態」

<社長不在で会社はどうなるのか>

「社長が亡くなりました。」

その一報が会社にもたらされた瞬間、多くの社員は大きな衝撃を受けます。もちろん悲しみはあります。しかし、それと同時に、「これから会社はどうなるのだろう」という不安が一気に広がります。特に中小企業では、社長が経営の中心となっているケースが少なくありません。

営業の最終判断をしていたのも社長。

銀行との交渉をしていたのも社長。

資金繰りを管理していたのも社長。

重要な取引先との関係を築いていたのも社長。

こうした会社では、**社長が突然いなくなることで、会社の機能そのものが止まってしまうことがあります。**「社長がいなければ何も決められない。」そんな状態では、会社はすぐに混乱へ向かいます。

反対に、後継者が育っており、情報共有もできている会社では、悲しみの中でも経営を継続することができます。会社の強さは、売上や利益だけではありません。**「社長がいなくても会社が動く仕組みがあるかどうか」**も、大切な強さなのです。

＜社内在混乱する典型例＞

社長が亡くなった直後の会社では、さまざまな「分からない」が一気に表面化します。例えば、

- ・ 銀行口座はどこにあるのか。
- ・ ネットバンキングのパスワードは誰が知っているのか。
- ・ 重要な契約書はどこに保管されているのか。
- ・ 来週支払う予定の給与の資金は足りるのか。
- ・ 誰が銀行へ説明に行くのか。

普段は社長が一人で管理していた情報ほど、残された社員には分かりません。私が実際に経験した案件でも、社長しか会社の印鑑の保管場所を知らず、金融機関の手続が数日間進められなかったケースがありました。また、後継者が決まっていない会社では、「誰が社長になるのか」、「誰の指示に従えばいいのか」、という戸惑いも生じます。

社員が優秀であっても、経営者が不在では最終判断ができません。その結果、通常なら数時間で終わるような判断にも何日もかかることがあります。

＜金融機関・取引先・従業員の反応＞

社長が亡くなった影響は、社内だけにとどまりません。まず金融機関は、「会社は今後も返済を続けられるのか」、「後継者は決まっているのか」などを確認します。

取引先は、「商品は予定どおり納品されるのか」、「契約は継続できるのか」、「今後も安心して取引できるのか」などを心配し

ます。

そして従業員は、「会社は続くのだろうか」、「給与は支払われるのだろうか」、「自分は働き続けられるのだろうか」と不安になります。

つまり、それぞれ立場は違っても、「この会社はこれからどうなるのか。」と誰もが同じ疑問を抱くのです。だからこそ、**社長が亡くなった直後には、できるだけ早く会社の方針を示すことが大切です**。後継者が決まっているのであれば、そのことを伝える。会社を継続する方針であれば、その意思を伝える。情報がないことが、最も大きな不安につながります。

逆に、誠実で迅速な説明は、取引先や従業員に安心感を与え、会社への信頼を守ることにつながります。社長の不在による混乱を最小限に抑えるためには、こうした「伝える準備」も、生前から行っておくことが重要なのです。

1-2 まず誰が何を決めるのか

<葬儀対応>

社長が亡くなった直後、ご家族は深い悲しみの中で、葬儀や法要の準備を進めることになります。死亡届の提出や葬儀社との打ち合わせ、親族や関係者への連絡など、短期間で決めなければならないことが数多くあります。そのため、ご家族が会社のことまで十分に対応することは、現実的には難しい場合も少なくありません。一方で**会社は、葬儀が終わるまで業務を止めるわけにはいきません**。従業員への給与支払い、取引先との約束、金融機関への対応など、日々の経営は続いていきます。つまり、社長が亡くなった後は、「ご家族は葬儀対応」しながらも「会社は事業継続」する、という二つの対応が同時に進んでいくことになります。

<会社としての連絡体制>

社長が亡くなった直後に最も困ることの一つが、「誰が判断するのか」という問題です。これまでは社長が最終判断をしていたことも、その日からは誰かが代わって判断しなければなりません。そのため、まず行いたいのは社内の指揮系統を明確にすることです。例えば、

- ・当面の責任者は誰か
- ・社内からの問い合わせは誰が受けるのか
- ・取引先への説明は誰が担当するのか

・金融機関との窓口は誰になるのか

といった役割をできるだけ早く決めます。社長が不在になると、社員は不安を感じます。でも、責任者が明確になれば、会社全体も落ち着きを取り戻しやすくなります。完璧な体制を作らなくてもいいので、まずは「誰に相談すればよいか」が分かる状態を作りましょう。

<社内外への通知>

社内の体制が決まったら、次に必要なのが関係者への連絡です。まずは従業員に対して、社長が亡くなったことと、会社としての今後の方針を伝えます。従業員が最も不安に感じるのは、「会社は続くのだろうか」ということです。後継者が決まっているのであれば、そのこともあわせて伝えると安心につながります。

次に、主要な取引先や金融機関にも速やかに連絡します。特に長年の取引先や主力銀行には、できるだけ早い段階で事情を説明し、会社は事業を継続する予定であることを伝えることが大切です。連絡が遅れると、「経営が止まってしまったのではないか」という誤解を招くことがあります。情報がないことが最も大きな不安になりますので、**正確な情報を適切なタイミングで伝えることを心がけましょう。**

<緊急対応の優先順位>

社長が亡くなった直後は、やらなくてはいけないことが一度

に押し寄せます。そのため、慌てて対応するのではなく、優先順位を整理して進めることが重要です。一般的には、次のような順番で対応するとよいでしょう。

- ① ご家族との連絡体制を整える
- ② 社内の責任者を決める
- ③ 顧問税理士・顧問弁護士へ相談する
- ④ 従業員へ説明する
- ⑤ 主要取引先へ連絡する
- ⑥ 金融機関へ報告する

特に、顧問税理士にはできるだけ早く相談することをおすすめします。税理士は税務申告だけでなく、

- ・株主構成
- ・役員構成
- ・借入金の状況
- ・生命保険の加入状況
- ・過去の事業承継対策

など、会社の全体像を把握していることが少なくありません。また、役員変更や死亡退職金、準確定申告、相続税申告など、今後必要となる手続を見据えてアドバイスを受けることもできます。社長が亡くなった直後は、どうしても目の前の対応に追われがちです。だからこそ、**会社全体を俯瞰して見られる専門家の存在は、大きな支えになります**。「何から始めればよいかわからない」と感じたときこそ、早めに相談することが、混乱を最小限に抑える第一歩となるのです。

1 - 3 銀行口座はどうなる？

<個人口座凍結>

社長が亡くなったと聞くと、多くの方が最初に心配するのが銀行口座です。まず知っておきたいのは、「**社長個人の口座**」と「**会社名義の口座**」は**全く別のものである**ということです。社長個人の預金口座は、金融機関が死亡の事実を確認すると、原則として凍結されます。これは相続人を守るための制度です。例えば、相続人の一人が他の相続人に無断で預金を引き出してしまえば、後から大きなトラブルになる可能性があります。そのため銀行は、相続手続が終わるまで預金の払戻しを停止するのです。「では、生活費はどうなるのだろう」と心配される方もいらっしゃるでしょう。現在は、一定の要件を満たせば、相続手続が完了する前でも預金の一部を払い戻す制度があります。とはいえ、自由に預金を引き出せるわけではありません。そのため、社長個人の生活費や納税資金などを個人口座だけに頼っている場合には、資金繰りに影響が出ることもあります。

<法人口座への影響>

一方で、会社名義の預金口座は、原則として凍結されません。会社は法人であり、社長個人とは法律上別の存在だからです。そのため、「社長が亡くなったら会社の口座も使えなくなる」という心配は、通常は必要ありません。ただし、ここで安心してはいけません。実際には、「口座は凍結されていないのに、お金

を動かせない」というケースが少なくないのです。

例えば、

- ・社長しかインターネットバンキングを利用していなかった
- ・ワンタイムパスワードが社長のスマートフォンにしか届かない
- ・銀行印の保管場所を誰も知らない
- ・通帳やキャッシュカードの保管場所が分からない

このような状況では、口座は存在していても、実質的には利用できなくなってしまいます。特に給与支払日や取引先への支払日が近い場合には、大きな混乱につながります。「口座が凍結されるかどうか」だけではなく、「**実際に会社のお金を動かせる状態になっているか**」という視点で確認することが大切です。

<ネットバンキング・印鑑・通帳管理>

最近では、多くの会社がインターネットバンキングを利用しています。便利な反面、社長しか操作方法を知らない会社も少なくありません。私が実際に相談を受けたケースでも、「ネットバンキングには入れる人が誰もいない」、「ワンタイムパスワードを発行するスマートフォンのロックが解除できない」、「銀行印が見つからない」といった理由で、会社の資金を動かせなくなったことがありました。また、紙の通帳を発行していない銀行も増えています。そのため、「どこの銀行に口座があるのか」、「残高はいくらあるのか」、「毎月どのような引き落としがあるの

か」を把握するだけでも時間がかかることがあります。

さらに、中小企業では社長個人が会社の借入金の連帯保証人になっているケースも少なくありません。社長が亡くなると、金融機関は後継者や相続人と、今後の返済や保証の取扱いについて協議を行うことがあります。この点については、第8章で詳しく解説しますが、まずは「会社名義の口座だから安心」と考えず、**資金を確実に管理・運用できる体制を整えておくことが重要**です。

税理士からのアドバイス



銀行口座は、会社にとって「血液」のような存在です。口座が使えなければ、給与も支払えませんし、取引先への支払いもできません。そのため、経営者にはぜひ一度、

- ・銀行口座の一覧
- ・ネットバンキングの利用状況
- ・銀行印や通帳の保管場所
- ・ワンタイムパスワードの管理方法

を確認していただきたいと思います。

「もし自分が明日会社へ来られなくなったとしても、会社は問題なくお金を動かせるだろうか。」という視点で見直してみることが、会社を守る第一歩になるのです。

1-4 会社経営は継続できるのか

<代表取締役が不在になるケース>

社長が亡くなると、多くの経営者が心配するのが、「会社はそのまま経営を続けられるのだろうか」ということです。結論から言えば、社長が亡くなったからといって、会社が自動的になくなるわけではありません。会社という法人は、代表取締役個人とは別の存在です。そのため、代表取締役が亡くなっても会社そのものは存続します。とは言え、会社が存続することと、経営が円滑に進むことは別問題です。

代表取締役は、会社を代表して契約を締結したり、銀行と交渉したり、重要な経営判断を行ったりする立場です。その代表者が突然いなくなると、会社は一時的に「舵取り役」を失うことになります。例えば、

- ・ 契約書へ誰が署名するのか。
- ・ 銀行との融資交渉は誰が行うのか。
- ・ 重要な経営判断を誰が下すのか。

こうした場面で判断が止まり、会社全体が混乱することがあります。特にオーナー企業では、社長がすべての意思決定を行っていることも多く、代表取締役の不在は経営に大きな影響を与えます。だからこそ、**後継者や代行体制をあらかじめ考えておくことが重要な**のです。

＜取締役会設置会社・非設置会社の違い＞

代表取締役が亡くなった後の対応は、会社の機関設計によっても異なります。取締役会を設置している会社では、取締役会が新しい代表取締役を選定できる場合があります。そのため、比較的スムーズに経営体制を整えられるケースもあります。

一方、中小企業の多くは取締役会を設置していません。そのような会社では、株主総会や取締役の決定など、会社法に基づいた手続を経て新しい代表者を選任することになります。また、社長一人だけが取締役だった会社では、役員そのものが不在になるケースもあります。この場合には、新たな取締役を選任しなければ会社としての意思決定ができません。実際には会社ごとに状況が異なるため、会社の定款や役員構成を確認しながら手続を進めることになります。

第2章では、役員変更登記や代表者変更の手続について詳しく解説します。

＜仮代表・後継者問題＞

社長が亡くなった直後は、正式な代表取締役が決まるまで一定の時間がかかることがあります。その間も会社は営業を続けなければなりません。そのため、専務や常務などが中心となって会社をまとめるケースが多く見られます。正式な代表者でなくても、「**当面の責任者**」を明確にしておくだけで、**社内の混乱は大きく減ります**。一方で、**後継者が決まっていない会社では、問題がさらに複雑になります**。

例えば、親は長男が継ぐと思っていた、しかし本人にその意思がない。幹部社員が継ぎたいと考えている。他の相続人は会社を売却したいと思っている。

…このように、それぞれの考えが異なることも珍しくありません。後継者が決まるまでに時間がかかれば、金融機関や取引先も不安を感じ、経営に影響が及ぶ可能性があります。だからこそ、生前のうちに、「会社を誰に託したいのか」という意思を家族や役員と共有しておくことが大切です。

税理士からのアドバイス

承継が円滑に進む会社には共通点があります。それは、「社長がいなくなった後の役割分担が、あらかじめ決まっていた」ということです。後継者が決まっていて、役員が役割を理解しており、取引先にも紹介済みである。このような会社では、突然の出来事があっても会社は前へ進むことができます。

一方で、「社長しか分からない」、「社長しか決められない」という状態では、会社そのものが立ち止まってしまうます。会社を守るために必要なのは、優秀な社長がいることではありません。社長がいなくても会社が動き続ける仕組みを作っておくことなのです。

コラム

「社長しか分からない」をなくそう

ある会社では、社長が亡くなった後、「金庫の鍵が分からない」、「貸金庫の場所が分からない」、「重要書類が見つからない」という

事態が発生し、会社中の引き出しを開けて書類を探すことになりました。

また、ネットバンキングや電子契約等を社長のスマートフォンで認証していたため、「パスワードがわからない」、「二段階認証が解除できない」という問題も発生しました。現代では、「印鑑よりパスワードの方が重要」といっても過言ではありません。

「社長しかわからない」をなくすようにしていきましょう。

… 第1章のまとめ …

社長や役員が亡くなったとき、多くの人はまず「相続」を思い浮かべます。

しかし実際には、それと同じくらい重要なのが「会社の継続」です。給与は待ってくれません。取引先との約束も待ってくれません。銀行との契約もそのまま残ります。

だからこそ、社長の死亡後に最初に必要なのは、「悲しみの中でも会社を止めないこと」です。

そして会社を止めないためには、生前から情報を共有し、後継者を決め、緊急時の対応を整理しておくことが何より重要です。

次章では、社長・役員が亡くなった後に実際に行うべき手続について、時系列に沿って具体的に見ていきましょう。

第2章

まず行うべき「死亡後の実務 手続」

第2章

まず行うべき「死亡後の実務手続」

前章では、社長や役員が亡くなった直後に会社でどのようなことが起こるのかを見てきました。

突然の訃報に接したご家族や従業員は、大きな悲しみや不安の中に置かれます。しかし、その一方で、現実にはさまざまな手続が待っています。葬儀の準備を進めながら行政手続を行い、会社では給与や支払いの準備を進めなければなりません。さらに相続手続も始まります。こうした状況の中で大切なのは、「今、何をすべきか」を整理することです。

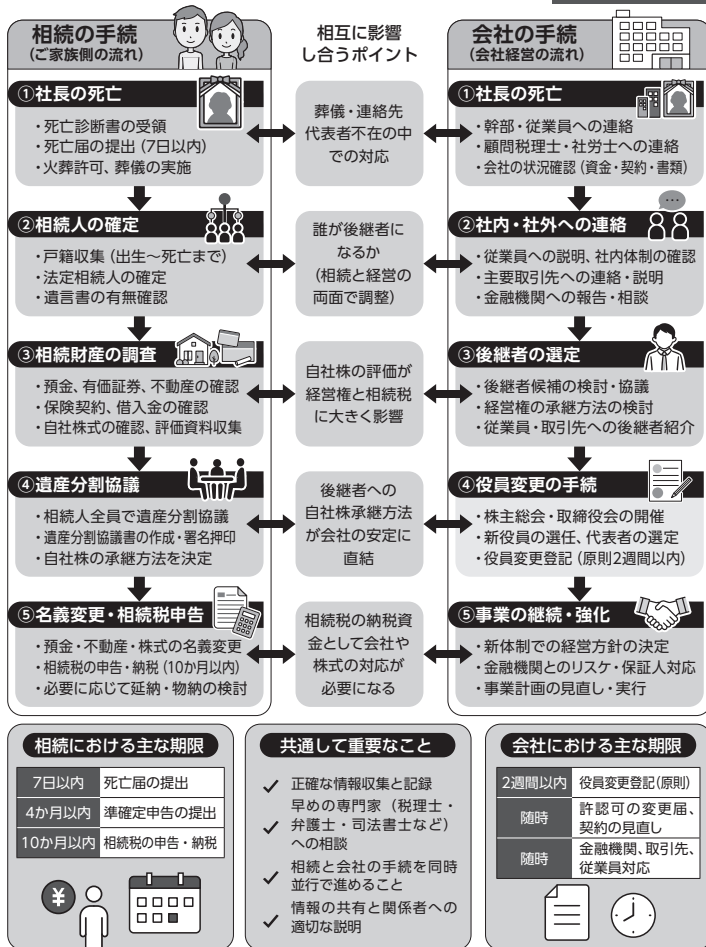
すべてを一度に行うことはできません。しかし、**順番に進めていけば決して対応できないものではありません。**

この章では、社長や役員が亡くなった後に必要となる実務手続について見ていきましょう。

死亡後に発生する手続の全体像

社長が亡くなった後、「相続の手続」と「会社経営の手続」が同時に進行します

どちらか一方だけを進めても会社や家族を守ることはできません。両方を並行して進めることが重要です。



！ 相続手続と会社経営の手続は、互いに影響し合いながら進みます。早めに全体像を把握し、計画的に対応することが、会社と家族の未来を守る鍵となります。

2- 1 死亡届から始まる各種手続

<死亡診断書>

社長が亡くなった後、最初に必要となる書類が死亡診断書です。病院で亡くなった場合には担当医が作成し、事故や突然死などの場合には、警察や監察医が関与することもあります。この死亡診断書は、その後に行うさまざまな手続の出発点となる非常に重要な書類です。例えば、

- ・ 死亡届の提出
- ・ 生命保険金の請求
- ・ 年金の手続
- ・ 銀行口座の相続手続
- ・ 相続税申告

など、多くの場面で提出を求められます。死亡診断書は提出後返却されないため、受け取ったら内容を確認するとともに、**コピーを数部取っておくことをおすすめします**。原本を提出した後で、「保険会社にも提出が必要だった」「別の金融機関でも必要になった」というケースは決して珍しくありません。

・ 死亡届の提出

死亡診断書を受け取ったら、死亡届を提出します。死亡診断書は医師が死亡を医学的に証明する文書で、死亡届はその情報を戸籍に記載するための届出書です。

死亡届は、死亡の事実を知った日から7日以内に、故人の市

が終わったから不要」と考えて処分してしまうと、後になって再発行の手続が必要になることがあります。特に、お墓への納骨や将来の改葬では提示を求められることがありますので、大切に保管しておきましょう。

＜戸籍取得＞

葬儀が一段落すると、本格的な相続手続が始まります。その第一歩となるのが、戸籍の取得です。取得するのは、亡くなった社長の出生から死亡まで連続した戸籍です。これによって、「法定相続人が誰なのか」を正確に確認することができます。「配偶者と子どもだけだから、戸籍は必要ないのでは」と思われる方もいらっしゃいます。しかし、実際には戸籍を取得して初めて分かることもあります。

例えば、

- ・前妻との間に子どもがいた
- ・認知した子どもがいた
- ・養子縁組をしていた
- ・転籍を繰り返していた

などの事実が判明することがあります。**相続人を一人でも漏らしたまま遺産分割協議を行うと、その協議は無効となる可能性があります。**また、銀行の相続手続や相続税申告でも、戸籍一式の提出を求められることが一般的です。

最近では、本籍地以外の市区町村でも戸籍を取得できる制度（広域交付）が始まり、以前より手続は便利になりました。それ

でも、必要な戸籍がすべて揃うまでには時間がかかることがあります。そのため、葬儀が終わったらできるだけ早い段階で戸籍の収集に取りかかることをおすすめします。

事例 長年会っていない相続人がいた

ある会社の社長が亡くなった際、奥様と長男は「相続人は自分たちだけ」と考えていました。ところが戸籍を取り寄せてみると、前妻との間に子どもがいることが判明しました。その方とは何十年も連絡を取っていませんでしたが、法律上は相続人です。

結果として遺産分割協議はやり直しになり、相続手続は大幅に遅れることになりました。戸籍収集は地味な作業ですが、非常に重要な手続なのです。

税理士からのアドバイス

相続手続は、死亡届を提出したときから始まります。そして、その後の手続の多くは、「死亡診断書」と「戸籍」の二つの書類を中心に進んでいきます。

これらは銀行、保険会社、法務局、税務署など、さまざまな場面で必要になるため、コピーや保管方法も含めて早めに整理しておくことが大切です。「葬儀が終わってから考えよう」と後回しにせず、一つひとつ着実に準備を進めることが、その後の相続手続をスムーズに進める第一歩となります。

2-2 会社として必要な手続

<役員変更登記>

社長が亡くなったと聞くと、「会社はどうになってしまうのだろう」と不安になる方も多いでしょう。会社は社長が亡くなったからといって、自動的になくなるわけではありません。株式会社は法律上の「法人」であり、社長個人とは別の存在です。

そのため、社長が亡くなった後も会社は存続し、従業員との雇用契約や取引先との契約、銀行からの借入金なども、そのまま引き継がれます。

一方で、社長個人については事情が異なります。取締役や監査役は、死亡した時点で当然に退任します。辞任届を提出する必要はなく、死亡という事実によって役員としての地位を失うのです。そのため、会社は法務局で役員変更登記を行わなければならないません。

「葬儀が終わってからでいいだろう。」「相続手続が終わってから考えよう。」と思われることもありますが、**役員変更登記は、2週間以内に申請しなければいけません。**また、長期間放置すると、金融機関との取引や許認可の更新などに影響が出ることがあります。

会社の信用を維持するためにも、**できるだけ早めに手続を進めることが大切です。**

通常、申請から2～3週間ほどで登記が完了します。

<株主総会・取締役会>

役員変更登記を行うためには、その前提となる会社法上の手続も必要になります。新たな代表取締役を選任する場合には、取締役会設置会社であれば取締役会を開催し、代表取締役を選定することになります。一方、取締役会を設置していない会社では、定款に定められた方法で代表者を決定します。一般的には、株主総会の決議または取締役の互選で決めることが多くなります。

中小企業では、「家族だけの会社だから」「形式だけだから」と、株主総会や取締役会の手続を軽く考えてしまうことがあります。

しかし、こうした手続を適切に行い、議事録を作成しておくことは非常に重要です。例えば、後になって相続人の間で、「本当にその人が代表者になったのか。」「自分は聞いていない。」といった争いが起きることがあります。

そのような場合に、**株主総会議事録や取締役会議事録は重要な証拠になります**。また、金融機関から新代表者の確認資料として提出を求められることもあります。形式的な手続に見えるかもしれませんが、会社の経営を円滑に引き継ぐためには欠かせない手続です。

<代表者変更>

役員の退任や新任が決まったら、次に重要になるのが代表者の変更です。亡くなった社長に代わって、誰が会社を率いるのかをできるだけ早く明確にしなければなりません。

例えば、

- ・ 長男が代表取締役役に就任する。
- ・ 専務取締役が代表者となる。
- ・ 配偶者が当面の代表者を務める。
- ・ 第三者へ経営を引き継ぐ。

など、会社によって事情はさまざまです。大切なのは、「**誰も決まっていない状態**」をできるだけ短くすることです。代表者が決まらないままでは、金融機関との交渉や重要な契約の締結、従業員への指示、取引先への説明など、あらゆる場面で支障が生じます。

また、取引先や金融機関は、「この会社は今後も経営が続けられるのだろうか」と不安になります。代表者変更は単なる登記手続ではありません。会社の信用を守るための大切な経営判断でもあるのです。

<許認可変更>

会社によっては、代表者が変わることによって行政への届出が必要になる場合があります。

例えば、建設業、運送業、宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、飲食業、介護事業など、許認可が必要な業種では、代表者変更の届出を行わなければならないことがあります。

届出の期限や必要書類は業種によって異なります。「登記さえ終われば大丈夫」と思っていると、後から届出漏れに気付くこともあります。

許認可の変更手続が遅れると、更新手続に影響したり、最悪の場合には営業継続に支障が生じたりする可能性もあります。そのため、社長が亡くなった後は、「**自社にはどのような許認可があるのか**」を確認し、必要に応じて行政書士や担当行政機関へ相談すると安心です。

税理士からのアドバイス

社長が亡くなった後は、ご家族も会社も慌ただしい日々が続きます。そのような中で、役員変更や代表者変更の手続は後回しになりがちです。しかし、これらの手続は単なる法律上の義務ではありません。会社がこれからも安心して事業を続けていくための「土台」を整える手続です。誰が会社を率いるのか、誰が責任者なのか。

それを社内外へ明確に示すことが、従業員や取引先、金融機関からの信頼につながります。そして、その第一歩となるのが、役員変更登記や代表者変更を適切に行うことなのです。

2-3 税務署・年金事務所等への届出

<税務署関連>

社長が亡くなっても会社は法人として存続していますので、税務署へ「廃業届」を提出する必要はありません。

一方で、代表者や役員が変更になった場合には、その内容を税務署や地方自治体へ届け出る必要があります。代表的なものが異動届出書です。異動届出書は、代表者や所在地、事業年度などに変更があった場合に提出する書類で、代表者変更の際にも提出します。

提出先は、

- ・ 税務署
- ・ 都道府県税事務所
- ・ 市区町村

です。顧問税理士がいる場合には、これらの届出をまとめて対応してもらえることが多いでしょう。

また、社長が亡くなったからといって、**会社の税務手続は止まりません**。法人税や消費税の申告、源泉所得税の納付などは、これまでどおり期限までに行う必要があります。そのため、

- ・ 会計データはどこに保存されているのか
- ・ 顧問税理士との連絡先は分かるか
- ・ 決算スケジュールはどうなっているか

などを早い段階で確認しておくことが重要です。

＜給与支払事務所関連＞

社長が亡くなった後も、従業員への給与支払いは続きます。そのため、給与に関する税務手続も継続して行わなければなりません。例えば、

- ・ 給与から源泉徴収した所得税の納付
- ・ 年末調整
- ・ 法定調書の作成・提出

などは、会社が存続する限り必要になります。特に注意したいのが、給与計算や電子申告の環境です。最近では、給与ソフトや電子申告システムを利用している会社が多くなっています。そこで、

- ・ 電子証明書が社長名義になっている
- ・ ログイン ID やパスワードを社長しか知らない
- ・ 電子申告に使用するパソコンが社長専用になっている

といったケースも少なくありません。実際に、「社長のパソコンにログインできず、源泉所得税の納付手続が進められなかった」という事例もあります。

デジタル化が進んだ現在では、書類だけでなく、「**デジタル情報を誰が管理しているか**」も重要なポイントになっています。給与計算ソフトや電子申告システムについては、担当者や顧問税理士、顧問社労士も利用できる体制になっているか、一度確認しておくで安心です。

<社会保険関連>

社長や役員が亡くなった場合には、社会保険関係の手続も必要になります。具体的には、死亡日の翌日から5日以内に、健康保険・厚生年金保険の資格喪失届を日本年金機構または健康保険組合に提出します。また、被扶養者分を含め、健康保険証の返還も必要です。

また、遺族厚生年金や未支給年金の請求手続きをご遺族に案内します。なお、新たに役員へ就任する人がいれば加入手続も必要です。手続きの期限や書類は法律・規程に従う必要があるため、**社会保険労務士や年金事務所などと連携しながら、早めに手続を進めることが大切です。**

税理士からのアドバイス



社長が亡くなった後、「まず誰に相談すればよいのか」と迷う方は少なくありません。

そのようなときは、まず顧問税理士へ連絡することをおすすめします。税理士は税金だけでなく、株主構成、役員構成、借入状況、保険契約などを把握していることが多く、相続と会社経営の両面から助言できる存在です。

一人で抱え込まず、早い段階で専門家の力を借りることが大切です。

2-4 従業員対応

<社内説明>

社長や役員が亡くなったとき、大きな悲しみの中にあるのはご家族だけではありません。従業員もまた、大きな不安を抱えています。特に中小企業では、社長の存在が会社そのものと重なっていることが少なくありません。

従業員にも生活があり、住宅ローンを抱えている人や子どもを育てている人もいます。

従業員からすれば、「会社はこれからどうなるのだろう」、「自分の仕事は続けられるのだろうか」、「給与はきちんと支払われるのだろうか」という不安が頭をよぎります。

だからこそ、会社としてはできるだけ早い段階で、社内説明の場を設けることが大切です。もちろん、すべてのことが決まっている必要はありません。**問題なのは、何も説明しないことです。**人は情報がないと、想像で不安を補おうとします。そうすると、「会社は倒産するらしい」、「銀行から融資を断られたらしい」、「社員は全員解雇されるらしい」といった根拠のない噂が広がることがあります。

まずは、

- ・ 会社は継続する予定であること
- ・ 現在の業務は通常どおり行うこと
- ・ 今後の方針は順次説明すること

を伝えるだけでも、従業員の安心感は大きく変わります。

事例 説明不足から退職者が続出

ある会社では、社長が急逝した後、社内への正式な説明がほとんど行われませんでした。役員も混乱しており、誰が経営を引き継ぐのかも決まっていなかった。

すると従業員の間で不安が広がり、「会社は危ないらしい」という噂が流れ始めました。

結果として、若手社員が相次いで転職活動を始め、半年後には主要な人材が数名退職してしまいました。会社は存続したものの、人材流出という大きなダメージを受けたのです。

<給与・賞与>

従業員にとって最大の関心事は給与です。会社として何よりも優先すべきなのは、給与支払いを止めないことです。給与が遅れると、従業員の不安は一気に高まります。また、「給与が遅れているらしい」という話は、社内だけでなく取引先や金融機関にも伝わる可能性があります。そうすると、会社の信用にも影響します。そのため、社長死亡後はまず、

- ・ 給与支払日
- ・ 必要資金
- ・ 振込手続の担当者
- ・ ネットバンキングの利用状況
- ・ 承認権限の有無

などを確認しましょう。

特に、給与振込の承認を社長だけが行っていた会社では注意が必要です。口座に資金があっても、振込操作ができなければ給与は支払えません。また、賞与の支給予定日が近い場合には、従業員から「賞与は出るのですか」という質問が出ることもあります。

賞与については、就業規則や賃金規程、過去の支給実績、会社の資金繰りなどを確認して判断する必要があります。まだ方針が確定していない場合でも、「現在確認中です」、「〇日までに方針をお知らせします」などと伝えるだけで、不安は軽減されます。

大切なのは、**給与や賞与について曖昧なまま放置しないこと**です。

2-5 取引先・金融機関対応

<銀行口座と代表者変更の手続>

社長が亡くなった後、会社の銀行口座について「口座名義も変更しなければならないのでしょうか」という質問を受けます。があります。**会社名義の預金口座は、会社そのものが存続する限り、原則としてそのまま利用できます。**つまり、社長が亡くなったからといって、会社名義の銀行口座が使えなくなるわけではありません。

しかし、銀行に届け出ている代表者が変わる場合には、金融機関で代表者変更の手続が必要になります。あわせて、

- ・届出印の変更
- ・インターネットバンキングの利用者変更
- ・振込承認権限の変更
- ・キャッシュカードの管理体制

などを見直さなければなりません。

特に最近はインターネットバンキングを利用する会社が増えています。社長しかログイン ID を知らなかったり、ワンタイムパスワードが社長のスマートフォンに届く、電子証明書を社長しか管理していない、というケースも珍しくありません。

そうすると、「口座には資金があるのに振込ができない」という事態が発生することもあります。

代表者変更の手続とあわせて、実際に会社のお金を動かせる体制になっているかを確認することが大切です。

＜取引先の信用不安への対処＞

社長が亡くなった影響は、社内だけにとどまりません。取引先や金融機関も、大きな関心を寄せています。特に中小企業では、「会社と取引している」というより、「社長との信頼関係で取引している」というケースも少なくありません。

そのため、社長の死亡は取引先にとっても大きな出来事なのです。だからこそ、主要な取引先にはできるだけ早く連絡し、

- ・ 会社は事業を継続する予定であること
- ・ 後継体制を整えていること
- ・ これまでどおり取引できること

を伝えることが重要です。取引先が最も不安に感じるのは、「この会社は今後どうなるのか分からない」という状況です。反対に、早い段階で誠実な説明を行えば、安心して取引を継続してもらえる可能性が高くなります。

事例 後継者紹介で信用を維持できた会社

ある会社では、社長が亡くなった翌週から、主要取引先への訪問を始め、後継者となる長男と幹部社員が一緒に訪問し、「会社はこれまでどおり営業を続けます」と説明しました。その結果、大きな取引停止もなく、事業を継続することができました。

後継者の顔を見せることが、何よりの信用につながった事例です。

<借入金への影響>

金融機関への報告も欠かせません。銀行は新聞や取引先から情報を知ることありますが、本来は会社から速やかに説明することが望まれます。報告が遅れると、不安を与えてしまうこともあります。銀行が確認したいのは、

- ・ 後継者は誰なのか
- ・ 経営体制はどうなるのか
- ・ 今後も返済を継続できるのか

という点です。なお、社長が亡くなったからといって、会社の借入金が直ちに返済期限を迎えるわけではありません。借入契約は、社長個人ではなく会社と金融機関との契約だからです。ただし、今後の追加融資や借換えについては、新しい経営体制が大きく影響します。

そのため、金融機関に対して、「会社は今後も安定して経営を続けていく」という姿勢を示すことが大切です。**資金繰りに不安がある場合には、問題が大きくなる前に相談することをおすすめします。**

<連帯保証の問題>

中小企業では、社長が会社の借入金について連帯保証人になっているケースが少なくありません。そのため、社長が亡くなると、「今後は誰が保証人になるのか」という問題が生じます。後継者が新たに保証人となるケースもありますし、近年では経営者保証を見直す動きも進んでいます。

金融機関によって対応は異なりますが、財務内容や後継者の経営体制などを踏まえて協議が行われることになります。大切なのは、銀行から連絡が来るのを待つのではなく、会社から積極的に相談することです。早い段階で情報を共有し、今後の方針を説明することで、金融機関との信頼関係を維持しやすくなります。

なお、経営者保証については、第8章で詳しく解説します。

税理士からのアドバイス



社長が亡くなった後は、社内の対応に追われがちですが、会社の信用を守るためには社外への対応も同じくらい重要です。取引先は「取引を続けられるか」を、金融機関は「経営を任せられる体制か」を見ています。

代表者変更の手続を進め、取引先や金融機関へ誠実に説明し、今後の方針を早めに示すことが、会社の信用を守る第一歩となります。

… 第2章のまとめ …

社長や役員が亡くなった後には、行政手続だけでなく、従業員、取引先、金融機関への対応が必要になります。そして、書類を提出することと同様に「安心感を与えること」も重要です。

従業員には会社の将来を示す、取引先には事業継続を伝える、金融機関には新たな経営体制を説明する。

こうした対応を積み重ねることで、会社は大きな混乱を避けることができます。悲しみの中での対応は決して容易ではありません。それでも、適切な手続と情報共有によって、会社と家族の双方を守ることは十分に可能なのです。